

業務部速報

No. 75

発行 17. 2. 14

JR東労組 業務部

第3回交渉

申11号

「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」に関する申し入れ

5. 建築設備センター(仮称)については、体制と目的を明確にした上で、必要な資機材の整備、執務上必要となるスペース及び付帯施設(休憩・休養所、ロッカー、更衣室、書類保管庫等)を整備した後に発足させること。また、労働条件、賃金が現行水準より低下しないようにすること。 **前回からの継続**

会社 ・役割手当や助役発令時の基本給の調整額は、現業という環境で人材育成や問題解決をおこなうことで決めている。支社では周囲のサポート等を受けられ、現業とは環境が異なる。

組合 ・通常の異動ならば納得できるが、今回は施策に伴う変更。同じ仕事を担っていくのに賃金が下がり、管理者や助役を目指す組合員のモチベーションは大きく下がるという声が多い。
・施策の中身と、手当等は切り離し別途議論としたい。 →会社了解
・4月1日実施ありきではなく、地方議論をしっかりと行い認識一致した上で実施すること。

会社 ・地方での議論の重要性は認識している。しっかりと地方議論する時間を確保した上で、本社としても注視し検討していく、認識を一致させた上で実施したい。

施策実施の確認メモ通り、地方議論をしっかりと行い、認識を一致させた上で本施策を実施することを確認!

6. 土木関係における業務執行体制の変更については、土木技術センターの業務を圧迫しないようにすること。

会社 ・これまで協定締結時の立ち会い業務が重複しており、今回の変更で解消できる。
・受託工事にかかる業務は、営業線近接工事標準仕様書にかかる業務(保安打合せや線閉業務等)以外は全て支社でおこなう。土技セから支社へ移る業務分の人員の異動を考えている。

組合 ・後々、五月雨式に、「この業務もあの業務も土技セでお願い」となし崩されることを危惧している。全社のルールとして、しっかりと業務分担を明確にすること。
・これまでは時系列的に工事発注前後で支社と技セの役割分担がされていた。今回の変更で工事期間中に品質管理や工程管理は支社、安全は技セと平行な役割分担となる。

会社 ・これまで通り安全指導はきちりおこない、安全レベルを下げることはない。

7. 構造物管理グループ(仮称)の体制を確立するために、各土木技術センターの体制を強化すること。また、育成プラン途中の組合員を配置しないこと。

会社 ・これまで検査と工事グループでおこなってきた業務ではあるが、より一層両グループ間の橋渡しを明確にし、戦略的に保守管理を担うグループであるため、基本的には検査と工事グループの一部要員を新グループに移すことを考えている。
・社員育成の一環として若手を配置する可能性は否定できないが、構造物管理グループの担う役割を考えると一定の技術力を持った社員が担う業務だと考えている。

組合 ・補足資料で示されたイメージでは新たなグループの業務内容が現場に伝わらない。より具体的な業務内容などを示すこと。
・構造技術センターとの関係を明らかにすること。また、現在でも逼迫している検査、工事グループが要員減となることで、今まで以上にパートナー会社に外注、委託されないことを確認したい。

会社 ・構造技術センターと土技セの役割分担や関係性はこれまでと変更ない。
・戦略的に保守管理をおこなう上で、新たに必要となる検査業務(例えば経年進行を見るモニタリング等)は外注する可能性はあるが、今回の施策で、これまでの検査を外注する予定はない。

**全3回の団体交渉で、安全や技術継承の重要性を認識一致!!
地方でしっかりと議論し、あるべき工務職場を創り上げよう!!**